

ひとり親家庭などに手当が支給されます

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子どもを扶養している人は、児童扶養手当に該当する可能性があります。受給には所得制限がありますので、詳しくは、担当にお問い合わせください。

児童扶養手当の『現況届』を提出してください

すでに児童扶養手当を受給している人は、8月中に現況届の提出が必要です。

現況届の提出がない場合、8月以降の手当を受け取ることができません。提出期限にかかわらず、早めの提出をお願いします。

【提出期限】 8月1日（木）～8月30日（金）

【提出先】 町福祉事務所（役場健康福祉課内）または役場黒坂支所

【担当】 町福祉事務所 小谷花生（電話 72-0334）

障がいのある20歳未満の子どもの父母等に 手当が支給されます

心身に障がいのある20歳未満の子どもの父母、または父母に代わって子どもを養育している人に手当が支給されます。

手当の支給対象となる子どもの障がいの程度は次のとおりです。

- ①身体障害者手帳の1級と2級、療育手帳Aおよびこれらと同程度
- ②身体障害者手帳3級と4級の一部、療育手帳Bの一部およびこれらと同程度の障がいがあるとき
- ③身体の内部に障がいがあるとき

特別児童扶養手当の『所得状況届』を提出してください

すでに特別児童扶養手当を受給している人は、提出期間中に所得状況届の提出が必要です。

所得状況届の提出がない場合、8月以降の手当を受け取ることができません。提出期限にかかわらず、早めの提出をお願いします。

【提出期限】 8月9日（金）～9月11日（水）

【提出先】 町福祉事務所（役場健康福祉課内）または役場黒坂支所

【担当】 町福祉事務所 渡部裕之（電話 72-0334）

整形外科診察変更のお知らせ 毎週水曜日は休診となります

8月と9月の毎週水曜日の整形外科の診察は、休診となります。

救急患者の診察についても、対応できない場合がありますので、必ず電話でお問い合わせください。直接来院されても対応できません。ご注意ください。

(10月からは従来どおり、診察の予定です)

【問合せ】日野病院 (電話 72-0351)



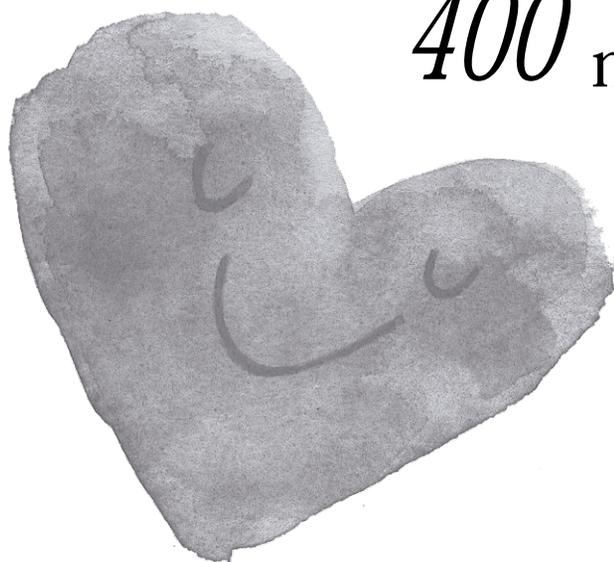
遊びにきんぎょ♥

日野病院納涼祭のご案内

8月2日(金) 午後7時～午後8時

場 所：正面玄関ホール

内 容：バザー、ヨーヨー釣り、喫茶コーナー、フラダンス



400 m l 献血にご協力ください

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。

7月26日(金)に、下記の会場で年に1度の400ml献血を実施します。

現在、若い方を中心に献血協力者が少なくなっており、血液不足が深刻な問題となっております。毎年ご協力いただいている方や、今まで献血をしたことのない方など、多くの方のご協力をお願いいたします。

【会場および時間】 ※献血カードまたは運転免許証などを持参してください。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ①黒坂警察署 | 午前10時～午前11時30分 |
| ②日野振興センター
(旧日野総合事務所) | 午後1時～午後2時30分 |
| ③日野町役場 | 午後2時45分～午後4時 |
| ④日野病院 | 午後4時15分～午後5時30分 |

【問合せ】役場健康福祉課 担当 伊田達彦 (電話 72-0334)